

【重要】予防接種にかかる提出期限日と資料の変更について

青年海外協力隊事務局

人材育成課

2021年12月

[3-10 予防接種> 2. JICA が費用負担する予防接種（※訓練所入所前にご自身で手配）](#) について、提出期限日と資料を以下の通り変更致しました。必ずご確認ください。旧様式ですすでに提出された場合は、不備がある場合を除き、再提出の必要はございません。今後提出される方については、お手数ですが、下記資料をご利用下さい。

■ 提出期限日の変更 ■

以下の通り変更致します。

（旧）接種後 90 日以内に申請 → **（新）最後に接種したワクチンの領収日から 60 日以内**

※12月8日以降に提出される方やまだ申請されていないものがある方についてはご注意ください。旧様式で準備を進めており、すでに期限が切れてしまった、あるいは期限切れる可能性がある方について、12月28日（火）までに JICA 海外協力隊合格者窓口までご相談下さい。それ以降については、原則として**領収日から 60 日以内**の期限とさせていただきますのでご注意ください。

■ 資料の変更点 ■

以下、5点の資料について変更致しました。

「【確認資料（長期派遣者/語学免除者共通）】>（2）黄熱予防接種以外の予防接種」内の以下の資料

- ・予防接種のご案内：**改訂**
- ・基礎免疫、追加接種の目安：**追加資料**
- ・ワクチンと疾患の説明：**廃止**
- ・麻しんワクチン費用補助のご案内：**廃止**

「【黄熱予防接種以外の予防接種】」

- ・予防接種料補助申請書・領収書貼付用紙：**改訂**

■ その他の変更点 ■

● FORTH が推奨している渡航ワクチンで医師が判断し接種したものは費用補助対象となりますが、JICA 海外協力隊の皆様におかれましては国別勧奨予防接種一覧を参考までにご確認下さい。（※渡航ワクチン：**黄熱、破傷風、A 型肝炎、B 型肝炎、狂犬病、ポリオ、日本脳炎、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎、麻しん、風しん、水痘、ダニ脳炎**。長期派遣者向け訓練に参加予定の方は、下線のあるワクチンは訓練所での受診を予定しているため、指示がない限り手配の必要はありません。）

● **これまで費用補助対象外だった風しんワクチンと水痘ワクチンも費用補助対象となります。**（上限は他と同様で 10,000 円です）2021年11月1日以降の領収日を有効とさせていただきます。

● **ワクチンの接種記録の提出は不要となります。**※但し旧様式で提出した申請書の場合は、接種記録提出依頼をさせていただきます。

■ 留意事項 ■

- ご本人自身で手配し、予防接種したものは必ず記録し、赴任後に在外健康管理員へご報告するようにしてください。
- 不備により再提出がある場合は、JICA 海外協力隊窓口の指示に従って対応をお願い致します。

以上